

「尼崎市立地適正化計画の基本的な考え方」について

平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により、市町村は立地適正化計画を策定できるようになりました。

本計画は、老朽化が進む各種社会資本の維持保全に問題を抱えるなか、人口減少・超高齢化が確実に進展することを踏まえ、将来人口を想定しながら、市全体で居住機能や都市機能を配置する考え方を定め、必要な機能や施設をゆるやかに誘導し、医療・福祉等を含めた市民サービス、公共交通や地域の活力が維持できる持続可能なまちづくりを進めるもので、都市計画法に基づく市町村都市計画マスタープランの一部とみなされます。

昨年 11 月に本計画を策定する旨を報告致しました。それ以後、学識経験者等との意見交換会等を経て、「尼崎市立地適正化計画の基本的な考え方」をまとめましたので報告させていただきます。

今後、素案策定及び計画策定に際しては、尼崎市市民意見聴取プロセスに基づき、広く市民意見の聴取に努めるほか、本審議会の意見を聴きながら進めます。

今後のスケジュール

平成 28 年	6 月	「尼崎市立地適正化計画の基本的な考え方」を公表、説明会の開催、意見募集
	9 月頃	尼崎市立地適正化計画素案を都市計画審議会へ報告
	10 月頃	同素案を公表 公聴会の開催、パブリックコメント
	11 月頃	パブリックコメント等結果を都市計画審議会へ報告
平成 29 年	3 月	尼崎市立地適正化計画策定、公表、運用開始